別添１

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針　新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針 令和５年４月 27 日　技術上の指針公示第 24 号 改正　令和６年５月８日　技術上の指針公示第 26 号 改正　令和７年９月 19 日　技術上の指針公示第 27 号 改正　令和７年 10 月８日　技術上の指針公示第 28 号 改正　令和８年８月 31 日　技術上の指針公示第 29 号 改正　令和８年 10 月１日　技術上の指針公示第 30 号	化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針 令和５年４月 27 日　技術上の指針公示第 24 号 改正　令和６年５月 8日　技術上の指針公示第 26 号 改正　令和７年９月 19 日　技術上の指針公示第 27 号 改正　令和７年 10 月８日　技術上の指針公示第 28 号 改正　令和８年８月 31 日　技術上の指針公示第 29 号
１　総則 １－１　趣旨 (1)　（略） (2)　本指針は、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成 27 年９月 18 日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第３号。以下「化学物質リスクアセスメント指針」という。）と相まって、リスクアセスメント対象物（リスクアセスメントをしなければならない労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 18 条各号に掲げる物及び法第57条の２第１項に規定する通知対象物をいう。以下同じ。）を製造し、又は取り扱う事業	１　総則 １－１　趣旨 (1)　（略） (2)　本指針は、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成 27 年９月 18 日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第３号。以下「化学物質リスクアセスメント指針」という。）と相まって、リスクアセスメント対象物（リスクアセスメントをしなければならない労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 18 条各号に掲げる物及び法第 57 条の２第１項に規定する通知対象物をいう。以下同じ。）を製造し、又は取り扱う事業

者において、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）及び作業環境測定法施行規則（昭和 50 年労働省令第 20 号。以下「作環則」という。）等の規定が円滑かつ適切に実施されるよう、安衛則第 577 条の２第２項の規定に基づき厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）及びその適用、労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認するための方法、物質の濃度の測定における試料採取方法及び分析方法並びに有効な保護具の適切な選択及び使用等について、法令で規定された事項のほか、事業者が実施すべき事項を一体的に規定したものである。 　なお、リスクアセスメント対象物以外の化学物質を製造し、又は取り扱う事業者においては、本指針を活用し、労働者が当該化学物質にばく露される程度を最小限度とするように努めなければならない。	者において、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）等の規定が円滑かつ適切に実施されるよう、安衛則第 577 条の２第２項の規定に基づき厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）及びその適用、労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認するための方法、物質の濃度の測定における試料採取方法及び分析方法並びに有効な保護具の適切な選択及び使用等について、法令で規定された事項のほか、事業者が実施すべき事項を一体的に規定したものである。 　なお、リスクアセスメント対象物以外の化学物質を製造し、又は取り扱う事業者においては、本指針を活用し、労働者が当該化学物質にばく露される程度を最小限度とするように努めなければならない。
１－２　（略）	１－２　（略）
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
２　リスクアセスメント及びその結果に基づく労働者のばく露の程度を濃度基準値以下とする措置等を含めたリスク低減措置	２　リスクアセスメント及びその結果に基づく労働者のばく露の程度を濃度基準値以下とする措置等を含めたリスク低減措置
２－１　基本的考え方	２－１　基本的考え方
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　事業者は、濃度基準値が設定されている物質について、リスクの見積りの過程において、労働者が当該物質にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれのある屋内作業を把握した	(2)　事業者は、濃度基準値が設定されている物質について、リスクの見積もりの過程において、労働者が当該物質にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれのある屋内作業を把握し

場合は、確認測定を実施し、その結果に基づき、当該作業に従事する全ての労働者が当該物質にばく露される程度を濃度基準値以下とすることを含め、必要なリスク低減措置を実施すること。この場合において、ばく露される当該物質の濃度の平均値の上側信頼限界（95%）（濃度の確率的な分布のうち、高濃度側から５%に相当する濃度の推計値をいう。以下同じ。）が濃度基準値以下であることを維持することまで求める趣旨ではないこと。	た場合は、確認測定を実施し、その結果に基づき、当該作業に従事する全ての労働者が当該物質にばく露される程度を濃度基準値以下とすることを含め、必要なリスク低減措置を実施すること。この場合において、ばく露される当該物質の濃度の平均値の上側信頼限界（95%）（濃度の確率的な分布のうち、高濃度側から５%に相当する濃度の推計値をいう。以下同じ。）が濃度基準値以下であることを維持することまで求める趣旨ではないこと。
(3)～(5)　（略）	(3)～(5)　（略）
(6)　事業者は、リスクアセスメントと濃度基準値については、次に掲げる事項に留意すること。	(6)　事業者は、リスクアセスメントと濃度基準値については、次に掲げる事項に留意すること。
ア　（略）	ア　（略）
イ　労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認する方法は、事業者において決定されるものであり、確認測定の方法以外の方法でも差し支えないが、事業者は、労働基準監督機関等に対して、労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを明らかにできる必要があること。	イ　労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認する方法は、事業者において決定されるものであり、確認測定の方法以外の方法でも差し支えないが、事業者は、労働基準監督機関等に対して、労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを明らかにできる必要があること。<u>また、確認測定を行う場合は、確認測定の精度を担保するため、作業環境測定士が関与することが望ましいこと。</u>
ウ～オ　（略）	ウ～オ　（略）
２－２　リスクアセスメントにおける測定	２－２　リスクアセスメントにおける測定
２－２－１　（略）	２－２－１　（略）

２－２－２　試料の採取場所及び評価 (1)　（略） (2)　労働者の呼吸域における物質の濃度の測定を行う場合の対象者の選定、実施時期、試料採取方法及び分析方法については、３及び４に定める確認測定に関する事項に準じて行わなければならないこと。	２－２－２　試料の採取場所及び評価 (1)　（略） (2)　対象者の選定、実施時期、試料採取方法及び分析方法については、３及び４に定める確認測定に関する事項に準じて行うことが望ましいこと。
２－３　労働者の呼吸域における濃度の測定の実施者	（新設）
２－３－１　基本的考え方 法第 65 条の３第３項の規定により、指定作業場について労働者の呼吸域における物質の濃度の測定を行うときは、測定の精度を担保するため、次に定めるところによらなければならないこと。	（新設）
２－３－２　デザイン及びサンプリング ア　デザイン及びサンプリングは、作環則第６条第１項第５号又は第６号に定める事項について登録を受けた作業環境測定士に実施させなければならないこと。 イ　事業者は、アに規定する作業環境測定士が自社に所属しておらず、自社でデザイン及びサンプリングを行うことができないときは、作環則第 52 条第３号に定める事項について登録を受けている作業環境測定機関又は個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて指定を受けている指定測定機関に委託すること。	（新設）

ウ　アの規定によるデザイン及びサンプリングを行う場合において、作業環境測定士は、サンプリング（当該作業環境測定士がサンプリングごとに指定する方法により行うものに限る。）の業務について、都道府県労働局長又は厚生労働大臣の登録を受けた者が行うサンプリング補助者講習を修了した者（以下「サンプリング補助者」という。）に補助させることができること。なお、この場合において作業環境測定士は、サンプリングの業務を補助させるサンプリング補助者に対して、「サンプリングごとに指定する方法」を書面により適切に指定すること。 エ　サンプリングが終了した試料採取機器の回収・保存、分析機関への送付等の職務は、サンプリング方法を指定した作業環境測定士が行う必要があること。 　また、試料採取機器の回収等の際、当該作業環境測定士は、サンプリングの実施結果等を書面で確認するほか、必要に応じ、サンプリングを行ったサンプリング補助者に対して、サンプリングの実施状況や試料採取機器の捕集状況等の聞き取り等を行うこと。 　なお、サンプリングを行うサンプリング補助者の業務には、サンプリング終了時の測定対象者から試料採取機器を取り外すこと、作業環境測定士に試料採取機器を引き渡すまでの間、試料採取機器の保存を行うこと等が含まれること。	

２－３－３　分析 ア　分析は、作業環境測定法施行規則第三条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件（令和８年厚生労働省告示第 292 号）に規定する要件を満たす第一種作業環境測定士（以下「分析実施資格者」という。）に実施させなければならないこと。 イ　事業者は、分析実施資格者が自社に所属しておらず、自社で分析を行うことができないときは、測定を行おうとする化学物質の分析方法に応じて、分析実施資格者が所属している作業環境測定機関又は指定測定機関に委託すること。 ウ　アの規定による分析を行う場合において、作業環境測定士は、分析（一級化学分析技能士の試験科目に含まれる分析方法により行うものであり、かつ、一級化学分析技能士が所属する事業場で採取された試料に係るものに限る。）の業務について、当該一級化学分析技能士に補助させることができること。なお、一級化学分析技能士が実施できる分析方法とは、一級化学分析技能士の試験科目及びその範囲として職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）別表第 12 に規定されている重量分析の方法及び機器分析の方法をいうものであること。具体的な方法は、化学分析技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目において定められているため、留意すること。	（新設）

３　（略）	３　（略）
４　確認測定における試料採取方法及び分析方法 ４－１・４－２　（略）	４　確認測定における試料採取方法及び分析方法 ４－１・４－２　（略）
４－３　試料空気の採取時間 ４－３－１　八時間濃度基準値と比較するための試料空気の採取時間 (1)・(2)　（略） （削る）	４－３　試料空気の採取時間 ４－３－１　八時間濃度基準値と比較するための試料空気の採取時間 (1)・(2)　（略） (3)　八時間濃度基準値と比較するための試料空気の採取時間については、以下の事項に留意すること。 ア　八時間濃度基準値と比較をするための労働者の呼吸域における物質の濃度の測定に当たっては、適切な能力を持った自社の労働者が試料採取を行い、その試料の分析を分析機関に委託する方法があること。 イ　この場合、作業内容や労働者をよく知る者が試料採取を行うことができるため、試料採取の適切な実施が担保できるとともに、試料採取の外部委託の費用を低減することが可能となること。
４－３－２・４－３－３　（略）	４－３－２・４－３－３　（略）
５～７　（略）	５～７　（略）
別表１～別表３－５　（略）	別表１～別表３－５　（略）

（参考１）・（参考２）　（略）	（参考１）・（参考２）　（略）